

第7章 労働組合

1 労働組合とは（憲法28条、労組法2条）

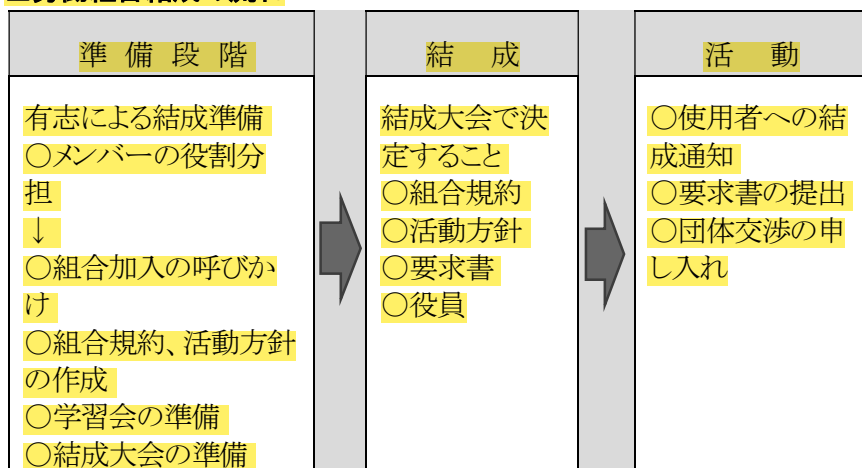
労働組合は「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体」、すなわち、労働者が団結して、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るためにつくる団体です。

賃金や労働時間などの労働条件は、本来であれば労働者と使用者が対等な立場で締結した労働契約によって決まるものですが、現実には、労働者は使用者に雇われてはじめて生活できるという弱い立場にあり、使用者が一方的に決めた労働条件で働かざるを得ないという立場にあります。そこで働く者の権利を保障し、労働者を保護するため、憲法28条で、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権））を保障しています。具体的な労働組合の結成や活動については、労組法によって保障されています。

2 労働組合の結成について

労働組合は、働く人たちが2人以上集まればいつでも自由につくることができます。労働者によって自主的に結成されていれば、官公庁への届出や使用者の承認などは必要ありません。

■労働組合結成の流れ



※ 常にこの順序で進むとは限りません。並行したり逆転したりする場合があります。